

(報告事項エ)

個人情報保護制度の運用状況について

1 松本市保有個人情報安全管理措置規程の制定

(1) 趣旨

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第1項の規定に基づき、本市の個人情報に係る適切な管理のため、松本市保有個人情報安全管理措置規程（別紙）を制定したものです。

(2) 施行日

令和8年6月1日

(3) 経過等

これまで松本市情報セキュリティポリシー対策基準（平成16年策定）を個人情報保護の取扱いに関する規程に準ずるものとして運用してきましたが、令和7年3月に個人情報保護委員会が発出した規程の策定に関する通知に基づき、国の指針に沿った規程を策定したものです。

(4) 主な内容

ア 管理体制の構築

新たに総括保護管理者（総務部長）、保護管理者（課長等）、保護担当者（各課内で任命）及び監査責任者（行政管理課長）を設置し、個人情報を適切に管理する体制を構築します。

イ 教育研修

これまでの事務従事者及び新規採用職員を中心とした研修に加え、保護管理者及び保護担当者向けに課室等の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施します。

ウ 保有個人情報の取扱状況の記録

各課等で保有個人情報の目的外利用及び外部提供に関する台帳等を整備し、取扱状況を記録します。

エ 個人情報を取り扱う業務の外部委託

個人情報を取り扱う委託契約等について、個人情報の安全管理に必要な事項を定めた特記仕様書を利用し、委託者に対して必要かつ適切な管理・監督を行います。

オ 自己点検の実施

保護管理者及び保護担当者自らが各課等の保有個人情報の取扱状況を把握し、必要な見直しを図ることを意識付けるため、毎年度、全ての所属に対して実施を義務付けます。

カ 内部監査の実施

監査担当課は、年度監査計画を策定し、監査の対象となる課等に対し、自己

点検チェックリストの回答のとおり運用が行われているか、職員に対するヒアリングや現地確認を行い、独立した立場かつ客観的な視点で監査を実施します。

2 個人情報保護委員会による立入検査

(1) 概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第35条第1項及び個人情報保護法第156条の規定に基づき、個人情報保護委員会による立入検査を受検するものです。

(2) 立入検査予定日

令和8年8月5日（水）

(3) 対象課等

検査等対象課	区分	検査等対象事務
住民自治局 市民課	個情法 番号法	住民基本台帳に関する事務 ※マイナンバーカードに関する事務を含む。
財政部 市民税課	個情法 番号法	市県民税賦課業務

3 研修の実施

松本市個人情報保護条例第3条第4項に規定する個人情報取扱事務従事者への研修について、報告するものです。

(1) 実施日時

令和8年6月16日（火）～令和8年7月15日（水）

(2) 研修方法

個人情報取扱事務従事者及び新規採用職員（会計年度任用職員を含む。）を中心に、各自で個人情報保護制度に係る動画を視聴してもらう方法

(3) 研修参加者

382名（動画視聴者251人、資料のみ閲覧130人、未回答1人）

(4) 研修内容

ア 個人情報保護制度の概要

イ 具体的な実務上の留意事項等

(5) 今後の予定

受講者アンケートの結果を踏まえ、内容等について改善をしながら、来年度以後も研修を実施していきます。

松本市保有個人情報安全管理措置規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第7条）
- 第3章 教育研修（第8条）
- 第4章 職員の責務（第9条）
- 第5章 保有個人情報の取扱い（第10条—第17条）
- 第6章 情報システムにおける安全の確保等（第18条・第19条）
- 第7章 保有個人情報の提供（第20条）
- 第8章 保有個人情報の取扱いの委託等（第21条）
- 第9章 安全確保上の問題への対応（第22条—第24条）
- 第10章 監査及び点検の実施（第25条—第27条）
- 第11章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び松本市個人情報保護条例（令和4年条例第38号。以下「条例」という。）に定めるところにより、保有個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における用語の意義は、法第2条及び条例第2条に定めるところによる。

第2章 管理体制

（総括保護管理者）

第3条 実施機関の長を補佐し、各機関における保有個人情報の管理に関する事務を総括するため、総括保護管理者を1人置き、総務部長をもってこれに充てる。

（保護管理者）

第4条 各課等における保有個人情報を適切に管理するため、保有個人情報を取り扱う課等に、保護管理者を1人置き、当該課等の長をもってこれに充てる。

（保護担当者）

第5条 保護管理者を補佐し、各課等における保有個人情報の管理に関する事務を担当するため、保有個人情報を取り扱う課等に、保護担当者を置くものとする。

（監査責任者）

第6条 保有個人情報の管理の状況について監査するため、監査責任者を1人置き、行政管理課長をもってこれに充てる。

（保有個人情報の適切な管理における委員会）

第7条 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設置し、必要に応じて開催するものとする。

る。

- 2 委員会には、必要に応じて情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることとする。

第3章 教育研修

(教育研修の実施)

第8条 総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の適正な取扱いについて理解を深め、保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を実施するものとする。

- 2 総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関し必要な教育研修を実施するものとする。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を定期的に実施するものとする。
- 4 保護管理者は、課等の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第9条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び規程等並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者（以下「総括保護管理者等」という。）の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第5章 保有個人情報の取扱い

(アクセス制限)

第10条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲及び権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限のものに限定しなければならない。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、利用目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第11条 保護管理者は、職員が利用目的の範囲内で保有個人情報を取り扱う場合において、次の各号に掲げる行為を行うときは、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定しなければならない。この場合において、職員は、保護管理者の指示に従わなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製又は送信
- (2) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
- (3) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第12条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見したときは、保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第13条 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、施錠可能な場所に保管するものとする。

2 職員は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ持ち出し、又は送付する場合には、原則として、パスワード、ＩＣカード、生体情報等（以下「パスワード等」という。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

(誤送付等の防止)

第14条 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う保有個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員等で確認する等の必要な措置を講ずるものとする。

(媒体の廃棄等)

第15条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合は、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報の消去又は当該保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を行うものとする。

2 保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取り、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

(取扱状況の記録)

第16条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備し、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(外国における制度の把握)

第17条 保有個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報等の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

(情報資産に関する安全管理措置)

第18条 保有個人情報が情報資産である場合の安全管理措置については、松本市情報セキュリティ対策基本要綱（平成16年訓令甲第1号）及び松本市情報セキュリティポリシーその他これらに類する規程に基づく適切な措置を講じるものとする。

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第19条 個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準を参考として、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティ（情報の機密性、完全性及び可用性を確保することをいう。）の水準を確保するものとする。

第7章 保有個人情報の提供

（保有個人情報の提供）

第20条 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定により、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲、記録項目、利用形態等について書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

2 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定により、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求の措置を講ずるものとする。

3 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定により、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

第8章 保有個人情報の取扱いの委託等

（業務の委託等）

第21条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しないものを選定することがないように、必要な措置を講ずるものとする。なお、取扱いを委託する保有個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

2 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託先における責任者並びに業務従事者の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他の必要な事項について書面で確認するものとする。

3 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における管理体制及び実施体制又は個人情報の管理の状況について、年1回程度、実地検査又は書面による報告により確認するものとする。

4 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、契約書、仕様書等に次に掲げる事項を明記するものとする。

（1）個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

（2）再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下この項及び次項において同じ。）の制限又は事前承認等の条件に関する事項

（3）個人情報の複製に関する事項

（4）個人情報の安全管理措置に関する事項

（5）個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

（6）委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

（7）違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

（8）契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

5 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第2項及び前項に規定する措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等そ

の内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが第3項に規定する措置を実施するものとする。
保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 6 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。
- 7 保護管理者は、保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第9章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第22条 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合には、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

- 2 保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる場合には、直ちに当該端末等のネットワークの切断等をする等の被害拡大防止のための措置を行うものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、速やかに総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長及び両副市長に速やかに報告するものとする。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している課等に再発防止措置を共有するものとする。

(法に基づく報告及び通知)

第23条 保有個人情報の漏えい等が生じた場合であって、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条第1項から第5項までの規定による措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力するものとする。

(事案の公表等)

第24条 保護管理者は、法第68条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。

- 2 市民の不安を招きかねない事案（公表を行う漏えい等が発生したとき、個人情報保護に関連する法令、規則等の違反があったとき、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があったとき等をいう。）については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。

第10章 監査及び点検の実施

(監査)

第25条 監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、この規程に基づく措置の状況を含む保有個人情報の管理の状況について、定期に及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）

第26条 保護管理者は、課等における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）

第27条 総括保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第11章 雑則

（補則）

第28条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第21条の規定は、この規程の施行の日以後に入札の公告その他の契約の申込みの誘引が行われる契約について適用する。